知らなきゃ経営リスクに

民法改正

弁護士 藤池 尚恵和田倉門法律事務所

第9回

約款の見直し

民法には約款の定めがなかった!

ただし、女匠去では「定型均次」だけを改正法はその点をカバーしている。 の正法はその点をカバーしている。 での預金引き出し時、電車の利用時などのでの預金引き出し時、電車の利用時などのでの預金引き出し時、電車の利用時などのでの預金引き出し時、電車の利用時などのでの預金引き出し時、電車の利用時などのでの預金引き出し時、電車の利用時などのでの資金引き出しまでは、

の要件を満たす約款のことだ。対象としている。定型約款とは次の①~③ただし、改正法では「定型約款」だけを

①特定の人が不特定多数を相手にする取り 引きであること。また、その取り引きを 画一的にすることが効率性などの面で 当事者同士にとって合理的であること。 当あること。

これこ当てはまるのは、主命呆③当事者の一方が準備したこと。

を定めることにした。 条項に拘束力を認めるなど、一定のルールである。改正法ではこれらの画一的な契約ピューター・ソフトウェアの利用規約など旅行業約款、運送約款、預金規定、コン店行業約款、運送約款、預金規定、コン

契約内容の拘束範囲を制限

しかし、定型約款のすべての内容について拘束力があると定めてしまうと、相手方に過大な不利益が生じることも想定される。そこで改正法は、相手方の権利を制限する条項や、相手方の義務を加重する条項で、相手方の義務を加重する条項で、相手方の対域、実情、取引上の社会にの定型取引の態様、実情、取引上の社会での定型取引の態様、実情、取引上の社会を重念に照らして相手方の利益を一方的に害力を表するものは、「合意しなかった」とみなすと定めた。

契約内容を変更するためには?

定型約款で多数の取り引きをした後に、定型約款で多数の取り引きをした多数の人とはすが、すでに取り引きをした多数の人とはずが、すでに取り引きをした多数の人とはますが、すでに取り引きをした後に、でした。

たこで改正法は、定款の変更が、①相手をこで改正法は、定款の変更が、①相手である――といった要件を満たせば、相当である――といった要件を満たせば、相当である――といった要件を満たせば、相当である――といった要件を満たせば、できることとした。

内容を変更するときは、定型約款を準備内容を変更するときは、定型約款の内約款を変更する旨、変更後の定型約款の効力発生時期が到来するまでに周知しなければその効力が生じないこでに周知しなければその効力が生じないとを注意しなければならない。

(つづく)

▼この連載は、和田倉門法律事務所の加藤伸樹弁護士、野村彩弁護士、藤池尚恵弁護士が執筆します。